

仕 様 書

本業務は、広島市立安佐市民病院に設置している次に掲げる装置の機能を常に良好な状態に保つため、本仕様に基づいて保守管理を行うものである。

1 対象機器等

名 称	自動再来受付端末装置及びその付属物
構成内訳	(1) 自動再来受付機 (APS-3000M) 3台
	(2) 制御用端末機 (HPW-2000M) 1台
	(3) その他付属品 一式

2 業務内容

- (1) 対象機器等が故障し、発注者から連絡があった場合、受注者は技術員を履行場所に派遣して発注者の立ち会いのもと故障箇所の修理、部品の交換調整を行う。
- (2) 受注者は、契約履行期間内に6回以上(1年度あたり3回以上)、対象機器等の点検、調整、清掃、注油、部品の取り替え及び試運転等の定期点検を実施する。なお、実施時期については、発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。
- (3) 次の各号に掲げる作業は本業務の対象外とする。
 - ① 天災地変その他不可抗力による機器の損傷の修復作業
 - ② 機器の仕様変更に伴う改造及び調整作業
 - ③ 設置場所変更に伴う機器の移動及び据え付け調整作業
 - ④ 機器のオーバーホール
 - ⑤ その他発注者の使用方法の不備による機器の損傷の修復作業

3 業務の取り扱い

- (1) 本業務の実施時期及び時間は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く平日の9時から18時の範囲とする。
- (2) 発注者が前号の実施時期及び時間外に機器の保守を必要とする場合、発注者は事前に受注者へ連絡することにより、実施時期及び時間外での保守を受けることができる。
- (3) 本業務の実施に際して部品交換を必要とする場合、その部品代金は受注者の負担とする。なお、サーマルロール紙・メンテナンスカード等の消耗品はその限りではない。

4 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は当該施設が公共医療施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。

(2) 業務を行う日時については、特に定める場合を除き、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。

5 業務計画書の提出

広島市立病院機構委託契約約款第6条に規定する委託業務実施計画書は年度計画書とし、受注者は当該年度初日までに発注者に提出して、承認を受けなければならない。

6 業務実施報告書の提出

広島市立病院機構委託契約約款第12条に規定する委託業務実施報告書は月間報告書とし、受注者は実施月の翌月10日（3月分については3月31日）までに発注者に提出して、承認を受けなければならない。

7 その他

この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者・受注者が協議のうえ定めるものとする。